



※台風・豪雨・大雪・地震
などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

「保険金が使える」という 住宅修理サービスなどの トラブルにご注意!

保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合などにはすぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル

1 自己負担 ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。
保険申請も代行します!



トラブル

2 強引な 契約

このままでは危ないので
早く修理しましょう!!

契約書はあとで
持ってきますよ。



トラブル

3 うその理由 で請求

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう!



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前にご加入先の損害保険会社または代理店にご相談**をお願いいたします。

あなたの **身近** でも **増えて** います

～「保険金が使える」という住宅修理トラブルなどの相談～

相談事例

(2019年3月受付 契約者：50歳代 女性 大阪府)

保険金請求の手伝いをしているというコンサルタント業者から、「**去年の地震で保険金請求したか**」と突然電話があり、「していない」と返答すると家に来訪された。

家の周りを調査し基礎や外壁の細かな亀裂に対して、「**地震による損害と申告すれば保険金がおきる**」と言い、災害復興支援業務依頼の書面を見せられたので契約した。

後日、保険会社の確認を経て保険金が支払われたが、直後にコンサルタント業者から保険金の40%を5日以内に支払うよう請求があった。保険金の40%の報酬は高すぎるのではないか。

国民生活センター相談事例をもとに一部改変

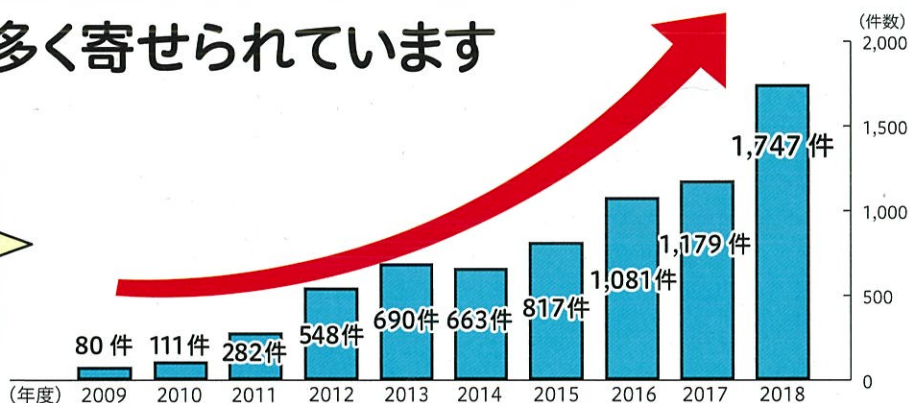
保険金の請求は ご自身で行うことができます！

★業者から次のような勧誘がありましたら、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、契約する前に消費生活センターやご加入の保険会社、代理店などへご相談ください。

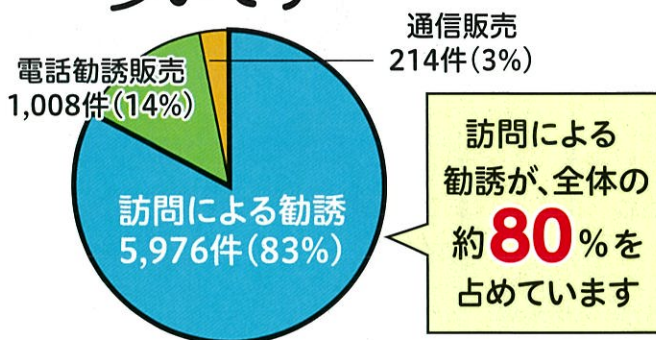
- ・ 保険金が支払われるように被害診断をして保険請求手続を代行するという勧誘
- ・ 保険金請求代行のコンサルタント料（報酬金）は、支払われた保険金で対応できるという勧誘

1 トラブル相談が多く寄せられています

2009年度(10年前)の
約22倍
となっています



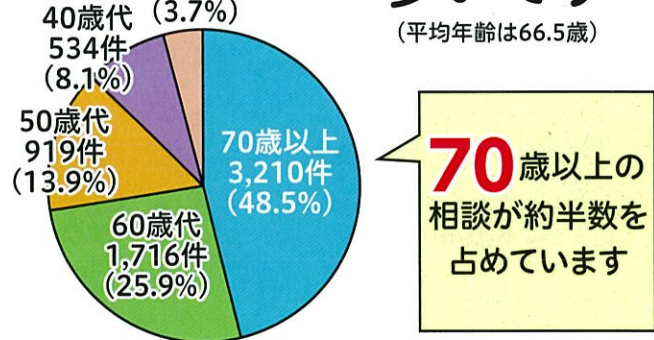
2 訪問による勧誘が多いです



訪問による
勧誘が、全体の
約80%を
占めています

2009年度から2018年度によせられた相談の内訳（不明・無回答等除く）

3 高齢者からの相談が多いです



70歳以上の
相談が約半数を
占めています

2009年度から2018年度によせられた相談の内訳（不明・無回答等除く）

データは2019年4月30日までのPIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

契約
トラブル
に関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

身近な消費相談窓口につながります！

不正請求
かなと
思ったら

損害保険に
関する
ご相談先



保険金不正請求 ホットライン

専用フリーダイヤル：0120-271-824

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808 <全国共通・通話料有料>

※ IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付日：月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）

受付時間：午前9時15分～午後5時